官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省令〕
○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務三七）　一
○品種登録規則等の一部を改正する省令（農林水産三八）　三
○鉱業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業四七）　五
○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同四八）　六
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛一四）　七
〔その他告示〕
○資源管理基本方針の一部を変更する告示（農林水産七〇三）　八
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
日本郵政共済組合定款の一部変更、日本弁護士連合会裁決・公示送達関係
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○法務省令第三十七号

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、並びに性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第十八条第一項及び第十八条の二第一項の規定に基づき、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月十四日

法務大臣　平口　洋

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行規則（令和六年法務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（聴聞手続） **第五条**　検察官は、法第十八条第一項に規定する消去等決定又は法第十八条の二第一項に規定する複写不許可決定をするときは、法第十七条第二項の規定により聴聞を行うに当たり、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項に規定する書面において、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を教示しなければならない。 一　法第十八条第一項に規定する消去等決定をする場合　次に掲げる事項 イ　法第十八条第一項の申出をすることができること及びその申出先 ロ　法第十八条第一項の申出は、次条第二項の期間内にしなければならないこと。 ハ　法第十八条第一項の申出をするに当たり、検察官が必要と認めるときは、同条第三項の規定により、対象領置物件に記録されている電磁的記録を確認する機会が与えられること。	（聴聞手続） **第五条**　検察官は、法第十八条第一項に規定する消去等決定をするときは、法第十七条第二項の規定により聴聞を行うに当たり、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項に規定する書面において、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を教示しなければならない。 一　法第十八条第一項の申出をすることができること及びその申出先